

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

環境問題のうち地球温暖化問題は、地球規模で気温の上昇や干ばつなどの異常気象、動植物の生息環境の変化などに大きな影響を与えると予測されています。

平成17年2月には、京都議定書が発効され、多くの国において地球温暖化の防止に向けた取組が進められています。

我が国においても、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、行政、事業者、団体、NPOや市民の一人ひとりにいたるすべての主体が、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むことが求められます。

特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センターは、会員が持つ知識と経験や各団体のネットワークを生かし、県に於ける各主体と協力して地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止に関する普及啓発と足元からの地球温暖化防止活動を実践する人作りを行います。

併せて、県内の地球温暖化対策及び環境保全行動、環境情報の発信等の推進拠点として、地球温暖化対策推進法に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の指定を受けることを目指します。

## 2 申請に至るまでの経緯

私達は、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議開催以降、県、市町村、関係団体などと連携し、学校や地域に出向いて行う環境教育・消費者教育等の教育活動、「キャンドルナイト」や「打ち水大作戦」等のイベントの開催、事業者による環境への取組を推進するためのエコアクション21の導入促進など、地球温暖化対策を中心とした様々な普及啓発活動に取り組んできました。

このような中、センター設立を前提としたNPO法人設立の気運が高まり、また、センター設立に向け県下118名の地球温暖化防止活動推進員に対して熊本県が平成18年8月に実施した「どのようなセンターが理想的であるか」というアンケート調査の結果をいただきました。

その結果、センター設立の必要性や望まれる役割、自主的に関わっていききたいと名乗りをあげてくださった推進員の方や、ご推薦をいただいた企業、団体、個人のお名前など、たくさんの情報が集まりました。

環境問題とりわけ地球温暖化対策は、限られた人々の活動だけでは実効性に限界が有ることから、自主的にセンター設立に関わっていききたいと名乗りをあげてくださった方及びご推薦を頂いた企業、個人、団体に加え、環境保全活動を展開している多くの団体や個人が連携することで、各団体の長所を生かしつつ、地球温暖化防止活動の推進という一つの目標に向かうため、設立発起人会を開催し、法人設立についての申請手続きを行うことにいたしました。

平成18年11月3日

特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター  
事務所 熊本市若葉1丁目39番6号  
発起人代表者 宮原 美智子